

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当））

項 目 名	老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等
税 目	登録免許税

要  
望  
の  
内  
容

【制度の概要】

- マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「改正マンション再生円滑化法」という。）（令和8年4月施行）により、以下の事業が創設される。
  - ・ マンション再生事業（マンション建替事業（現行）、マンション更新事業、マンション再建事業及びマンション一括建替等事業）
  - ・ マンション等売却事業（マンション敷地売却事業（現行）、マンション除却敷地売却事業及び敷地売却事業）
  - ・ マンション除却事業
- また、マンション建替事業（現行）における権利変換の対象に「隣接施行敷地権」及び「底地権」が追加され、これらの権利についても建替後のマンションの区分所有権・敷地利用権に変換することが可能となる。
- さらに、マンション敷地売却事業（現行）及び敷地分割事業（現行）の対象について、「特定要除却認定マンション」（※）から、マンション敷地売却事業は「全てのマンション」、敷地分割事業は「要除却等認定マンション」（※）に、それぞれ拡充される。
  - ※ 「特定要除却認定マンション」は、耐震性不足、火災安全性不足、外壁剥落危険性の3要件に係る認定を受けたマンションを指し、「要除却等認定マンション」は、耐震性不足、火災安全性不足、外壁剥落危険性、配管設備腐食等、バリアフリー不適合の5要件に係る認定を受けたマンションを指す。

【要望の内容】

- 以下の登記に係る登録免許税を免税とする。（租税特別措置法第76条第1項第1～3号、第2項第1～3号及び第3項第1・2号）
  - <マンション再生事業>
    - ・ 権利変換手続開始の登記
    - ・ マンション再生組合が売渡し請求又は買取り請求等により取得するマンションの区分所有権・敷地利用権・敷地共有持分等の取得の登記
    - ・ 権利変換期日後の土地に関する権利についての必要な登記
  - <マンション等売却事業>
    - ・ 分配金取得手続開始の登記
    - ・ マンション等売却組合が売渡し請求により取得するマンションの区分所有権・敷地利用権・敷地共有持分等の取得の登記
    - ・ 権利消滅期日後のマンション及びその敷地に関する権利についての必要な登記
  - <マンション除却事業>
    - ・ 補償金支払手続開始の登記
    - ・ マンション除却組合が売渡し請求により取得するマンションの区分所有権・敷地利用権の取得の登記
    - ・ 権利消滅期日後のマンションに関する権利についての必要な登記
  - <敷地分割事業>
    - ・ 敷地権利変換手続開始の登記
    - ・ 敷地権利変換期日後の土地及びその権利についての必要な登記
- 新設要望の内容 <マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業>

改正マンション再生円滑化法によ創設された事業（マンション再生事業のうち「マンション更新事業・マンション再建事業・マンション一括建替等事業」、マンション等売却事業のうち「マンション除却敷地売却事業・敷地売却事業」及び「マンション除却事業」）について、現行措置を踏まえた特例を創設

- 拡充要望の内容 <マンション再生事業、マンション等売却事業、敷地分割事業>

現行措置の対象となるマンションを拡充（マンション建替事業における権利変換の対象に隣接地・底地を追加、マンション敷地売却事業の対象を特定要除却認定マンションから全てのマンションに拡大、敷地分割事業の対象を特定要除却認定マンションから要除却等認定マンションに拡大）

- 延長要望の内容 <マンション再生事業、マンション等売却事業、敷地分割事業>

マンション建替事業、マンション敷地売却事業、敷地分割事業の適用期間の延長

また、改正マンション再生円滑化法での事業名等の変更に伴い、税法令においても事業名等を変更する。

平年度の減収見込額	▲307 百万円
(制度自体の減収額)	( - 百万円)
(改正増減収額)	( - 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>今後の老朽化マンション等の急増に対応するため、改正マンション再生円滑化法に基づくマンション再生事業の権利変換手続、マンション等売却事業の分配金取得手続、マンション除却事業の補償金支払手続及び敷地分割事業の敷地権利変換手続等において必要となる登記に係る負担を軽減することにより、これらの事業手続の活用による安全・安心で良好な居住環境を確保したマンション等への再生を促進し、住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在のマンションストック総数は約 713 万戸であり、そのうち築 40 年を超えるストックが約 148 万戸（令和 6 年末時点）存在し、今後も急増が見込まれるところ、マンションの建替え実績は累計で 323 件、約 26,000 戸（令和 7 年 3 月時点）にとどまっており、国民の生命保護の観点から、老朽化マンションの再生が喫緊の課題となっている。</p> <p>マンションの建替えについては、平成 14 年のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「マンション建替円滑化法」という。）の施行により、マンション建替組合の設立や権利変換手続による建替え手法等が位置付けられ、平成 26 年の同法改正により、耐震性が不足する要除却認定マンションを対象にしたマンション敷地売却制度及び容積率緩和制度が導入された。令和 2 年の同法改正では、マンション敷地売却制度及び容積率緩和制度の対象となるマンションに、外壁等剥落により危害を生ずるおそれがあるもの等を追加するとともに、団地型マンションにおける敷地分割制度が創設された。</p> <p>今後、老朽化マンションのさらなる増加や、大規模災害の発生の懸念が高まること等を踏まえ、建替えなどの再生等に係る取組の強化や、マンションの再建などの復興を促進する仕組みの整備が必要となることが見込まれることから、今般の改正マンション再生円滑化法により、マンション再生事業、マンション等売却事業及びマンション除却事業が創設されるとともに、現行のマンション建替事業における権利変換対象の拡充、現行のマンション敷地売却事業及び敷地分割事業の対象の拡充等の措置が講じられることとなっている。</p> <p>この点、改正マンション再生円滑化法においては、これらの事業の実施について、従前の区分所有権等を再生後のマンションに円滑に移行させる観点等から権利変換手続等を採用しているところ、権利変換手続等においては権利変換手続開始等に係る登記等を行うことが必要となっているが、これらの登記は、改正マンション再生円滑化法によらず全員合意で行う任意の建替え等においては必要とはならないものであり、改正マンション再生円滑化法に基づいて事業を実施する場合に追加の費用負担が生ずる形となっている。</p> <p>老朽化マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっていることを踏まえ、当該追加の費用負担により改正マンション再生円滑化法による事業手続の利用が断念されることがないよう、区分所有者等の費用負担を軽減する特例措置により資金面での支援を行う必要がある。</p>		
	今 回 の	合 理	政 策 体 系 に お け る

	<p>政策目的の位置付け</p>	<p>① 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化、地域の防災性向上に資する空き家等の除却や活用の促進      推進施策 41—2 住宅・建築物の耐震化      居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）      耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和17年）</p> <p>国土交通省政策評価体系上の位置付け      政策目標 I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進      施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る      政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減      施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する      業績指標 36 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率</p>																								
	<p>政策の達成目標</p>	<p>居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）      耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和17年）</p> <p>マンション再生等の件数      493件（令和6年度）→1,000件（令和12年度）</p>																								
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）</p>																								
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>第1次国土強靱化実施中期計画      住宅の耐震化率 95%（令和12年）      ※期間中の達成目標は設定されていないが、期間後の直近の達成目標として上記が設定されている。</p> <p>マンション再生等の件数      政策の達成目標に同じ</p>																								
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>・対象建築物の耐震化率（住宅）：90%（令和5年）      ・マンション再生等の件数：493件（令和7年3月31日時点）</p>																								
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>適用見込み（件数）          （単位：登記件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>該当条文※</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">マンション再生事業</td> <td>第76条第1項第1号</td> <td>2</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>第76条第1項第2号</td> <td>0</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>第76条第1項第3号</td> <td>2</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">マンション等売却事業</td> <td>第76条第2項第1号</td> <td>0</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第2号</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第3号</td> <td>0</td> <td>177</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	該当条文※	令和8年度	令和9年度	マンション再生事業	第76条第1項第1号	2	11	第76条第1項第2号	0	112	第76条第1項第3号	2	675	マンション等売却事業	第76条第2項第1号	0	33	第76条第2項第2号	0	3	第76条第2項第3号	0	177
事業名	該当条文※	令和8年度	令和9年度																							
マンション再生事業	第76条第1項第1号	2	11																							
	第76条第1項第2号	0	112																							
	第76条第1項第3号	2	675																							
マンション等売却事業	第76条第2項第1号	0	33																							
	第76条第2項第2号	0	3																							
	第76条第2項第3号	0	177																							

		<table border="1"> <tr> <td>マンション 除却事業</td> <td>補償金支払手続 開始の登記</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売渡請求等によ り取得する区分 所有権等の登記</td> <td>0</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td></td> <td>権利消滅期日後 のマンションに 関する登記</td> <td>0</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敷地分割 事業</td> <td>第76条第3項 第1号</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第76条第3項 第2号</td> <td>0</td> <td>400</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">国土交通省推計</p> <p>※マンション再生事業、マンション等売却事業においては、マ ンション建替事業、マンション敷地売却事業にかかる条文を 記載。</p>	マンション 除却事業	補償金支払手続 開始の登記	0	1		売渡請求等によ り取得する区分 所有権等の登記	0	18		権利消滅期日後 のマンションに 関する登記	0	107	敷地分割 事業	第76条第3項 第1号	0	1	第76条第3項 第2号	0	400
マンション 除却事業	補償金支払手続 開始の登記	0	1																		
	売渡請求等によ り取得する区分 所有権等の登記	0	18																		
	権利消滅期日後 のマンションに 関する登記	0	107																		
敷地分割 事業	第76条第3項 第1号	0	1																		
	第76条第3項 第2号	0	400																		
	<p>要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)</p>	<p>改正マンション再生円滑化法においては、マンション再生事 業等について、従前の区分所有権等を再生後のマンションに円 滑に移行させる観点等から権利変換手続等を採用しているところ 、権利変換手続等においては権利変換手続開始等に係る登記 等を行うことが必要となっているが、これらの登記は、改正マ ンション再生円滑化法によらず全員合意で行う任意の建替え等 においては必要とはならないものであり、改正マンション再生 円滑化法に基づいて事業を実施する場合に追加の費用負担が生 ずる形となっている。</p> <p>追加の費用負担により改正マンション再生円滑化法による事 業手続の利用が断念されることがないようにするためには、区 分所有者等の費用負担を軽減することが有効かつ必要である。</p> <p>本特例措置により、改正マンション再生円滑化法の事業手続 の利用のハードルが下がり、老朽化マンションの再生等が促進 される。これにより、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震 性を有しない住宅ストックの解消等に寄与する。</p>																			
相 当 性	<p>当該要望項 目以外の税 制上の措置</p>	<p>○国税関係</p> <p>【所得税・法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲 渡所得の課税の特例（租税特別措置法第31条の2第2項第10 号、11号、第62条の3第4項第10号、第11号）</li> <li>・区分所有者等が、組合に土地等を買取られる場合に生じる 譲渡所得に係る1,500万円特別控除（租税特別措置法第34条 の2第2項第22号、第22号の2、第65条の4第1項第22 号、第22号の2）</li> <li>・移転等の支出に充てる補償金の総収入金額の不算入措置（個 人のみ）（所得税法第44条、同法施行令第93条）</li> <li>・区分所有者、隣接施行敷地権者等が、権利変換等を受けてマ ンション又はその敷地を取得した場合において、従前資産の 譲渡がなかったものとみなす特例措置（租税特別措置法第33 条の3第6項、第7項、第8項、第33条の6第1項、第65条 第1項第6号、第7号、第9項、第14項）</li> <li>・完全支配関係にある法人間の資産の譲渡により発生した損益 に係る課税について、資産を譲り受けた法人による譲渡、償 却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生 じるまでの間、繰り延べが認められているところ、権利変換 に伴う権利変動があった場合においても、繰り延べを認める 措置（租税特別措置法第65条第10項）</li> </ul>																			

			<p>○地方税関係</p> <p>【個人住民税・法人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（地方税法附則第34条の2第1項、第4項）</li> <li>・区分所有者等が組合に土地等を買収される場合に生じる譲渡所得に係る1,500万円特別控除（国税と連動）</li> <li>・移転等の支出に充てる補償金の総収入金額の不算入措置（個人のみ）（国税と連動）</li> <li>・区分所有者、隣接施行敷地権者等が、権利変換等を受けてマンション又はその敷地を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす特例措置（国税と連動）</li> </ul> <p>【事業税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分所有者等が、組合に土地等を買収される場合に生じる譲渡所得に係る1,500万円特別控除（国税と連動）</li> <li>・区分所有者、隣接施行敷地権者等が、権利変換等を受けてマンション又はその敷地を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす特例措置（国税と連動）</li> </ul> <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション再生組合等が要除却等認定マンションとその敷地又は災害により被害を受けたマンションとその敷地を取得する場合の不動産取得税の非課税措置（地方税法附則第10条第5項）</li> </ul>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>		<p>マンション総合対策モデル事業（令和8年度予算概算要求額：40億円）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>マンション総合対策モデル事業は、マンションと区分所有者の「2つの老い」の進行に対応するため、マンションの長寿命化等に向けた先導的な取組みへの支援や地方公共団体における先導的な老朽マンション対策への支援を行い、総合的なマンション対策を推進することで、老朽マンションの長寿命化・再生の広がりや意識啓発に寄与するものである。</p> <p>一方で、本特例措置は、実際にマンションの再生等を実施する区分所有者等に注目してその費用負担を軽減するものであり、上記予算措置と相まって、老朽化マンションの再生等を促進するものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>改正マンション再生円滑化法においては、マンション再生事業等について、従前の区分所有権等を再生後のマンションに円滑に移行させる観点等から権利変換手続等を採用しているところ、権利変換手続等においては権利変換手続開始等に係る登記等を行うことが必要となっているが、これらの登記は、改正マンション再生円滑化法によらず全員合意で行う任意の建替え等においては必要とはならないものであり、改正マンション再生</p>

		<p>円滑化法に基づいて事業を実施する場合に追加の費用負担が生ずる形となっている。          本特例措置は、当該追加の費用負担を直接軽減するものであり、他の措置に比して的確かつ必要最小限であるため、本特例措置によることが妥当である。</p>																																																																								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用実績（適用件数）            （単位：登記件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第76条第1項第1号</td> <td>5 (13)</td> <td>13 (13)</td> <td>5 (12)</td> </tr> <tr> <td>第76条第1項第2号</td> <td>65 (182)</td> <td>27 (182)</td> <td>23 (192)</td> </tr> <tr> <td>第76条第1項第3号</td> <td>434 (1,248)</td> <td>1742 (1,248)</td> <td>575 (1,248)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第1号</td> <td>8 (22)</td> <td>72 (22)</td> <td>44 (24)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第2号</td> <td>1 (2)</td> <td>6 (2)</td> <td>4 (3)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第3号</td> <td>62 (178)</td> <td>398 (178)</td> <td>220 (186)</td> </tr> <tr> <td>第76条第3項第1号※</td> <td>0 (1)</td> <td>0 (1)</td> <td>0 (1)</td> </tr> <tr> <td>第76条第3項第2号※</td> <td>0 (400)</td> <td>0 (400)</td> <td>0 (400)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去要望時の適用見込み件数は括弧内のとおり。</p> <p>適用実績（減収額）            （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第76条第1項第1号</td> <td>21 (55)</td> <td>116 (55)</td> <td>23 (59)</td> </tr> <tr> <td>第76条第1項第2号</td> <td>10 (26)</td> <td>67 (26)</td> <td>13 (30)</td> </tr> <tr> <td>第76条第1項第3号</td> <td>91 (240)</td> <td>446 (240)</td> <td>87 (256)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第1号</td> <td>0 (8)</td> <td>4 (8)</td> <td>1 (4)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第2号</td> <td>1 (3)</td> <td>7 (3)</td> <td>1 (9)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第3号</td> <td>2 (34)</td> <td>28 (34)</td> <td>6 (38)</td> </tr> <tr> <td>第76条第3項第1号※</td> <td>0 (14)</td> <td>0 (14)</td> <td>0 (16)</td> </tr> <tr> <td>第76条第3項第2号※</td> <td>0 (68)</td> <td>0 (68)</td> <td>0 (82)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去要望時の減収額見込みは括弧内のとおり。</p> <p>指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査結果（令和7年7月実施）に基づいて推計。</p> <p>（前回要望との乖離の理由）          要望時における適用見込み件数及び減収額は、過去の事業実績の平均値等を参考に算出しているため、必ずしも実際の適用件数と減収額と一致しない。また、当該事業規模（住戸数・敷地面積等）に大きく影響を受けることから、前回要望との乖離が大きくなる場合がある。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	第76条第1項第1号	5 (13)	13 (13)	5 (12)	第76条第1項第2号	65 (182)	27 (182)	23 (192)	第76条第1項第3号	434 (1,248)	1742 (1,248)	575 (1,248)	第76条第2項第1号	8 (22)	72 (22)	44 (24)	第76条第2項第2号	1 (2)	6 (2)	4 (3)	第76条第2項第3号	62 (178)	398 (178)	220 (186)	第76条第3項第1号※	0 (1)	0 (1)	0 (1)	第76条第3項第2号※	0 (400)	0 (400)	0 (400)		令和4年度	令和5年度	令和6年度	第76条第1項第1号	21 (55)	116 (55)	23 (59)	第76条第1項第2号	10 (26)	67 (26)	13 (30)	第76条第1項第3号	91 (240)	446 (240)	87 (256)	第76条第2項第1号	0 (8)	4 (8)	1 (4)	第76条第2項第2号	1 (3)	7 (3)	1 (9)	第76条第2項第3号	2 (34)	28 (34)	6 (38)	第76条第3項第1号※	0 (14)	0 (14)	0 (16)	第76条第3項第2号※	0 (68)	0 (68)	0 (82)
			令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																					
		第76条第1項第1号	5 (13)	13 (13)	5 (12)																																																																					
		第76条第1項第2号	65 (182)	27 (182)	23 (192)																																																																					
		第76条第1項第3号	434 (1,248)	1742 (1,248)	575 (1,248)																																																																					
		第76条第2項第1号	8 (22)	72 (22)	44 (24)																																																																					
		第76条第2項第2号	1 (2)	6 (2)	4 (3)																																																																					
		第76条第2項第3号	62 (178)	398 (178)	220 (186)																																																																					
		第76条第3項第1号※	0 (1)	0 (1)	0 (1)																																																																					
		第76条第3項第2号※	0 (400)	0 (400)	0 (400)																																																																					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																							
第76条第1項第1号	21 (55)	116 (55)	23 (59)																																																																							
第76条第1項第2号	10 (26)	67 (26)	13 (30)																																																																							
第76条第1項第3号	91 (240)	446 (240)	87 (256)																																																																							
第76条第2項第1号	0 (8)	4 (8)	1 (4)																																																																							
第76条第2項第2号	1 (3)	7 (3)	1 (9)																																																																							
第76条第2項第3号	2 (34)	28 (34)	6 (38)																																																																							
第76条第3項第1号※	0 (14)	0 (14)	0 (16)																																																																							
第76条第3項第2号※	0 (68)	0 (68)	0 (82)																																																																							

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置により区分所有者で構成される組合等の負担が軽減され、マンション建替事業、マンション敷地売却事業等の実施の同意が得やすくなることで、老朽化マンションの再生等が促進され、耐震性不足のマンションストック解消に寄与している(マンション建替事業は令和5、6年度で18件(うち耐震性不足2件)、マンション敷地売却事業は10件(うち耐震性不足9件)の組合設立認可)。</p> <p>なお、国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査(令和7年7月実施)によると、マンション建替円滑化法に基づくマンション建替事業は23件、マンション敷地売却事業は2件が事業推進中(組合設立から事業完了前まで)である。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p> <p>成果指標 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成30年)→おおむね解消(令和12年)</p> <p>国土交通省政策評価体系上の位置付け 政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 35 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 約87%(平成30年)→耐震性の不足するものをおおむね解消(令和12年)</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>住宅の耐震化率 90%(令和5年)</p> <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を講ずることで、老朽化マンション等の住宅ストックの解消を図るとともに、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの再生等を促進し、住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図ることが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成14年度 新設</p> <p>平成15年度 拡充</p> <p>平成16年度 延長</p> <p>平成18年度 延長</p> <p>平成20年度 延長</p> <p>平成22年度 縮減</p> <p>平成24年度 拡充・延長</p> <p>平成26年度 拡充・延長</p> <p>平成28年度 延長</p> <p>平成30年度 延長</p> <p>令和2年度 延長</p> <p>令和3年度 拡充</p> <p>令和4年度 延長</p> <p>令和6年度 延長</p>	